

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中または渡航予定の皆様へ

9月15日にお知らせしたパプアニューギニアにおける最新の新型コロナウイルス関連規制について、PNG 特設ウェブサイトにて規制原文が掲載されているところ、PNG 政府特設ウェブサイト (<https://covid19.info.gov.pg/>)、または当館ウェブサイト([https://www.png.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00048.html](https://www.png.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00048.html))をご確認願います。

既にお知らせしたとおり、PNG への入国者のワクチン接種状況などにより隔離期間が異なることに伴い、PNG 入国後の PCR 検査を受検するタイミングが異なります(「No.2 国際規制」第 24 項)。

7 日間の隔離期間対象者については入国初日及び隔離 5 日乃至は 6 日目の 2 度、14 日間の隔離期間対象者については入国初日、入国 7 日目及び入国 12 日目乃至は 13 日目の 3 度、21 日間の隔離期間対象者については入国初日、7 日目、12 日目及び 19 日目乃至は 20 日目の 4 度、PCR 検査を受検しなければならないとされていますが、現状においても、当地の検査体制が追いついておらず、期日どおりに検査が行われず、あるいは検査結果の判明に 2、3 日を要する、といった問題が解消されていませんのでご注意ください。また入国時に 18 歳未満の子女を帯同される方については、ワクチン接種如何にかかわらず、隔離場所及び期間を同一とする、との趣旨が明記されており、18 歳未満の者の単独入国の場合の隔離については当局の指揮官がケース・バイ・ケースで判断する、と記載されています(「No.2 国際渡航規制」第 31 項及び 32 項)。

PNG 政府当局は、独立記念日の週に予定されていたゴロカ・ショーを中止にする等、引き続き感染拡大を警戒しているところ、邦人の皆様及び当地渡航中の皆様におかれましても引き続き Niupela Pasin などの当地のルールを遵守し、感染予防に努めて下さい。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail: [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>